

平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

第 2 回

日時：平成 29 年 12 月 14 日（木）10：00～12：00

会場：霞ヶ関ビルディング 33 階セミナールーム C

出席者：栗野委員、飯塚委員、魚住委員、橘高委員、上妻委員（委員長）、
後藤委員、富田委員、藤原委員、松川委員、水口委員、米山委員

欠席者：市川委員

（五十音順、敬称略）

1. 開会

環境省 菅生課長補佐

おはようございます。お忙しいところありがとうございます。定刻となりましたので、これより平成 29 年度第 2 回環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた検討会を開催いたします。よろしくお願いたします。

Ⅰ 議事予定及び資料確認

事務局

本日の会議は 12 時までの予定です。本日の議事予定は、議事次第にございますとおり、
(1) 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論定整理の概要について、(2) ガイドライン改定の方向性について、を予定しております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料

資料 1 平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会委員名簿

資料 2 第 1 回検討会コメントへの対応方針（案）

資料 3 ガイドライン改定の考え方

資料 4 改定ガイドラインの構成

資料 5 改定ガイドライン骨子案

追加資料（メインテーブル限り） 水口委員からのコメント

参考資料 1 環境報告ガイドライン 2012 年版

参考資料2 環境会計ガイドライン 2005年版

参考資料3 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理
もし資料の不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

2. 本日の検討項目

上妻委員長

それでは、さっそく検討会に入りたいと思います。本日の議題の一つ目、第1回の検討会のコメントについての対応方針といたしますか、お答えをまとめさせていただきましたので、それについてご説明したいと思います。まず事務局からお願いします。

事務局

資料2「第1回検討会コメントへの対応方針（案）」について説明（省略）。

上妻委員長

ありがとうございます。いまの事務局からの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等があればお願いします。

後藤委員

モジュール化について、本体と付属という、大きな方向性はそれでいいのですが、環境会計ガイドラインを合体するという中で、いま金融安定理事会のタスクフォースの報告書も出て、たぶん、GRI、SASB、FSB等々で、来年までに仕様を整理したり、当然のことながら気候関連財務情報開示タスクフォースですので、環境会計にかなり影響してくる部分があると思っております。今回のことで1、2年後に大きく変わる可能性が結構あります。その中で、本体の中も部分的に改定できるようなモジュール化みたいなことも考えていかないと、作った即1年後に使い物にならない可能性があるかなと思っております。ここは今後やるときに、部分改定ができるような可能性を残しておく必要があるのではないかなというのが1点です。

あと、マテリアリティの問題が、基本的には海外は全部財務情報開示の中の非財務情報なのですが日本は全然違います。つまりマテリアリティという概念を、財務会計をやっている財務部の方は分かっているのしょうけれども、環境CSR部の方でマテリアリティ

の概念が浸透しているとは思えないです。そののところはどのような形でマテリアリティの問題をきっちり書いていくかということは重要ななと思っています。

上妻委員長

最初の問題ですが、TCFDに関しては、おそらく環境報告ガイドラインがESG報告の枠組みに親和性があるように作るという段階で、環境報告に直接関係がないような、例えば組織の問題だとか、そういうのは、TCFDの中で要求されているような情報ってほとんどガイドラインの本体の中には入っていますので、もしTCFDの報告書自体がモジュール化の原因になるとすれば、それはたぶんいらないと思います。あまり細かく切ってしまうとガイドライン自体がすごくコンパクトになっていますので、それをいくつかにしてしまうというのは、皆さんのお考えだと思いますが、ちょっとどうかなというようには考えています。

それからもう一つのマテリアリティに関しては解説書を出します。マテリアリティの考え方というのは、いわゆる非財務報告の領域でいっているマテリアリティと財務会計で言っているような重要性の話とはちょっとずれてくるんです。かつての2012年版については、IASBの概念フレームワークに適合的な重要性の考え方みたいなものを入れていきましたが、もう少し分かりやすい簡単なものにできないかということで、解説の段階で考えていこうとしています。

後藤委員

解説であれば、本体ではないのでよろしいかと思いますが、財務会計でいうマテリアリティと、いわゆる非財務のほうでいっている重要性というのは少し違うというのは、私もそう思いますので、むしろそういうこともしっかり書いていかないと、グローバルに通用させるためには、そのところは結構重要だと思っていますので、そこは丁寧に。解説書ですからいくらでも変えられますので、よろしくお願いします。

上妻委員長

そのようにさせていただきます。

栗野委員

2点あります。1点目はいま後藤委員から出た、モジュール化とは本来どうあるべきかという部分です。例えば実際にここでいきなりシナリオ分析と書かれていますが、そもそもTCFD自体シナリオ分析を明日やれとは言っていない。長期的な方向性を示しているものが、いきなりこのモジュールの中で実際に実行する実施項目として入ってきてしまっているというのが、逆に飛躍しすぎてしまっていると思います。

トレンドを押さえることの必要性は分かるけれども、報告ガイドラインとしてはどうかを考えたときに、モジュールをとっかえひっかえやるか別として、あるいは水口委員もコメントでおっしゃっているように置き場所の問題かもしれませんが、時間を追ってくればガイドラインの環境課題への取り組みの細かい報告項目の中に入れてくださいというようになっていくので、やはりモジュール化することによるメリットをもっと生かしたほうがいいのではないかとはい思います。

2点目は、私が申し上げたコメントに対しての対応案が、若干本質的に気になるので申し上げますが、パブコメを何語で実施するかということ以上に、パブコメは、読み手が何を求めているかをもっと取るべきではないかと思えます。ここで、ガイドラインの仕様は日本企業だからとおっしゃっていますが、読み手はさまざまなわけで、やはりこの発想はちょっと私としては気になります。作成側だけのことだけを考えるのではなく、読み手側の視点というのを、やはりパブコメで意識はしていただきたい。

実際にいきなり英訳でガイドラインを作れというのは非常に難しいと思えますので、日本語かどうかということよりは、別にこの対応でも構いませんが、この書きぶりは私としてはNGOを含め読み手側がやや軽視されているような危惧を覚えます。ちょっとそこは意識は持っていただきたいと思えます。以上です。

上妻委員長

このガイドラインは日本の国内向けに作られているので、それは日本語をご覧になって、日本のガイドラインに関心のある日本の言語を話されない方がコメントを寄せられるのは全然構いませんが、あえてコストをかけて英語でパブコメをするということはこれまでも行われていませんでした。

国際的な対応が必要なのかどうなのかというのは、国際的なトレンドとずれているようなものを作ってはいけないとは思いますが、ガイドライン自体は、ずっと英訳版が作られてきていますし、中身については周知されていますし、私の知っている海外の研究者の人

たちも一部の方はご覧になっているので、おそらく予算の制約とかガイドラインの性格を考えて、そのあたりが精いっぱいに対応だろうと思います。そのことについて、もしご意見があれば。

栗野委員

対応はそれでも構いませんが、この対応方針の案の書きぶりが、読み手目線が希薄なので、そこは意識を、もう少し読み手目線を持ってくださいというお願いです。英語版を作れとは申し上げてないです。

上妻委員長

すいません。文章の書き方が悪くてお叱りを受けたのだと思いますが、これから注意をしたいと思います。

それからモジュール化の話ですが、モジュール化するだけの量があるのか、モジュール化について改定うんぬんという話が出ていますが、それだったら例えば2012年版が作られてからもう5年以上たっているわけでございまして、しかも非常に大部なものです。適宜やはり改定していく必要があるのであって、必要があったらモジュール化してコンパクトに変えていくよりは、皆さんに集まっていただいて、そのときどき私は検討したほうが良いと考えています。

先ほど来、シナリオ分析の話が出ていますが、シナリオ分析に関しては、このガイドラインを使われる上場企業の多くの方々が、少なくとも気候変動に関しては、やっていけないといけなような状況になっていますし、シナリオ分析を書いてくださいとはガイドラインの本体には書いていません。必要があれば書いてくださいと書いてあるので。

シナリオ分析についてはすべての重要な環境課題について今後やっていけないといけな可能性がありますが、当面は、やはりガイドラインの立場としてはリテラシーを皆さんに修得する時間を持っていただきたいので、とりあえず当面必要となっているものについて、文言が書いてあって、何をどういうふうにしるということに関しては別途解説書を出していく予定です。

その解説書どおりにするという自体も求めているわけではありません。単なる指針を提供しているわけなので、あとのことに関しては、実務の成熟を待つという立場です。

飯塚委員

おはようございます。後藤委員のおっしゃったことは私も気になっており、TCFDなどの話が進んでいる中で、どのタイミングでガイドラインが出て、いつまた修正が必要になるのかというのは悩ましい問題だなと思っています。

企業側の立場で言いますと、ちょっと違和感があったのは、財務会計をやっている人はマテリアリティのことは分かっているけど、CSRの人は分かっていないのではないかとおっしゃいましたが、逆なのではないでしょうか。

いま有価証券報告書で出されている重要事項というのは非常に短期志向で、どの会社も似たようなことが書いてあり、たとえばダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスの回答にそれを書いたら、こんなものはマテリアリティでもないし、全然リスク分析にもなっていないというコメントが返ってくるわけです。

マテリアリティ分析については、やはり時間軸の問題だと思いますが、財務会計が1年ごと、もしくは四半期ごとの非常に短い時間軸で決算している中で、IRも経営企画部もそういう発想の中でやってきた。そのショートターミズムが大きな課題だということところで、TCFDのような開示要求が出てきています。だからどうすべきという解があるわけではないですが、企業の経営陣も経営企画部も、いままでずっと1年、1年とやってきて、コーポレートガバナンスコードで3年の中期計画を出しなさいと言われて、初めて出すわけです。

1年目、2年目は結構書いてあるけれど、3年目はどうなるか。数字だけは出しますが、そういう中で世界の投資家がこれぐらいやらないと気候変動が引き金となって大変なことが起きますよと心配して、シナリオ分析とか、バックキャスティングとか要求し始めている点を、まだ日本の経営陣は腹落ちしていない。現実的には年次ごとに報告をするわけですが、時間軸の示し方をどうするかという点はすごく工夫する必要があると思います。どの企業も重要報告をやっていますと言うけれど、その重要報告は、いまTCFDが求めているような重要事項ではないわけですね。残念ながら。そこをどうできるのかなという話です。

前回もこのガイドラインを誰のために作るのか、つまり、中小企業のために作るのか、世界で売上何十%もあってやっている、いわゆるグローバル企業向けに作るのかという質問に対して、みんなのためにというお話でした。いま委員長のお話を聞いていて思ったのが、やはりいま、なかなか対応しきれていない中堅企業にとって、とっつきやすいものを

作り、最先端をいっている企業はTCFDなどを見ていくんだという心の底での割り切りがあって、比較的初心者でも使いやすいものでいきますよということなら、それもそうかなと思いました。

当社も最先端企業というわけではなく、やはりどうしていいか非常に悩んでいるところです。環境省が出す環境報告ガイドラインというものと、TCFDの開示要求と2つあるとして、現在TCFDを受けて金融庁は特段、法制化したり義務化していこうという機運は感じられませんが、もしそこがやらないとすると、フランスとか全部規制化してやっていく国と日本の企業の間では対応に大きな差が出るのではないかと危惧します。日本の企業は、命令されればやるけどなかなか自分からやらないというようなところもあるので、非常に悩ましいなと感じています。時間軸の考え方や、財務情報とこの環境のところの断絶が問題になって、いろいろなことが話題になっているので、それをどういう形にしたら突破できるのかという点が気になったので申し上げました。

上妻委員長

いろいろなお話をいただいた気がしますが、まずマテリアリティのことですが、ガイドラインはマテリアリティの記載事項の決め方を書いてくださいと書いているだけで、マテリアリティ分析のやり方をこうしろと言っているわけではない。ただ、マテリアリティ分析の仕方については、こういうやり方が考えられますという解説書は出そうとしている。それだけです。

それからTCFDのことに関しては、TCFD自体が勧告は任意だと言っているのです。ただ私は任意だとは思いませんが。事実上、例えば金融機関のエンゲージメントなどを考えると、極めて強制力があると私は思っていますが、フランスなどは、もともとそういう法律はとっくに作っています。だから、法制化をいまからするわけではないです。もう完全に対応できます。問題ないです。

ではイギリスはどうかと言うと、イギリスはそういう法制化はしない。国によって違うんです。つまり、ルール作りをしてやっていくところと、企業も、市場メカニズムを通じて、企業もニーズに応じて、必要に応じてやっていくという考え方をとるところと違いますし、日本の場合、金融庁は法制化はしないですよ。金融庁のこれまでの行き方からすれば。ただ、ガイドラインみたいなものは私も出してほしいと思います。ガイドラインというのは、TCFDに対する対応の仕方をどうするか。

ただ、いままで有価証券報告書を書くときの内閣府令も含めて、環境のかの字も出てきていない状況で、一足飛びでそこにはならないだろうなど、私は個人的には思っていますので、その話は金融庁のほうに聞いていただいたほうがいいかなと思います。すみません、時間がありますので。

富田委員

あとにかかるかもしれません。二つあって、モジュール化の話ですが、そもそもモジュール化が前提になっているのかどうかがいま一つ、あやふやな気もして。先ほどのご説明からすると、このガイドラインと付属文書があるのをモジュール化というのは、明らかに誤解を与えたいと思います。

上妻委員長

すみません。それは用語が間違っているんです。そう呼んでしまったのが間違いです。

富田委員

ですよ。なので、そういうことであれば、この構成がいいのかどうかは別として、もしこういう構成であるのであれば、モジュール化などという言葉は使わないほうが、間違いなくいいなと思います。モジュール化という言葉を実際に目指すのであれば、全然違った形態にガイドラインを整備すべきだと思います。そこはちょっとクリアにさせていただきたいと思います。

上妻委員長

それは、そういう方向のモジュール化は目指さないということは、水口委員のご質問にお答えしたとおりです。そうではなくて、ただ付属文書とガイドラインのコンパクトな本体にして作るということだけです。だから、差し替えが利くとか、そういうことは、付属文書の中ではやりますがガイドライン自体は、やはり正規の手続きを経て改定していただくのがいいということです。

富田委員

分かりました。もう1点がユーザーのことですが、これ今回ESG投資でという話があり

ますが、そのあたりがどうか、よく記憶にないのですが、もともと環境報告ガイドができたのは、たぶん環境配慮推進法ですか、それでもって、要するに環境報告を義務付けられている組織体があると。要するに、これに対するガイドラインを提供するというのは、そもそも話ではなかったのかな。

水口委員

もっと前からあります。

富田委員

ただですね、そういう人たちにとってのガイドラインというのは要らないのですかというのは、逆に言うと気になるんです。

上妻委員長

環境配慮促進法に関しましては、記載事項の手引きというのがもう発行されて出されています。

富田委員

では、別枠でやっているということですか。

上妻委員長

その記載事項の手引きもガイドラインと整合的に、もっと簡単に作られています。もし、このガイドラインの書き方の手引きを書くのであれば、その記載事項の手引きとも整合的になるように作っていくということが必要になると思います。

富田委員

あとですね、中小企業の話がさっき出ましたが、中小企業が付属文書を見ないといけないというのは、何となくちょっと筋が違うのではないかとか、付属文書は、よりディテールを書くようなイメージと理解しましたが、中小企業でそのようにあまり読み解く能力がない組織に付属文書のほうまで読ませるといって、自分が、かなりおかしいのではないかなという気がするのですが、そこはいかがでしょうか。

上妻委員長

もともとそういう付属文書に書かれることも含めて、ガイドラインの本体に書いてあったんです。だから大部になってしまって非常に読みにくくなった。ガイドラインの中には、いわゆるISOなどでいうshall事項みたいなものと、そうではないものが混在していて、どこがどのようになっているのか、よく分からなかったというのがわれわれの分析の結果なんです。

基本的にガイドラインの中で、ガイドラインが何を考えているかということが伝えられるようにするためにコンパクトに作りたいというのが、もともとその論点整理の趣旨でしたし、論点整理に基づいてガイドラインを作るという前提でやっていますので、そうなっているんです。

解説書に関しては、中小企業の方にご覧になってくださいということではなくて、中小企業以外の方、例えばシナリオ分析でもビジネスモデルでも、日本の企業ではほとんど作られていないものですから、そういうものについて簡単に解説するということが解説書を作るわけです。それから記載事項に関しては、ガイドライン自体が、書いてほしいということしか書いていないので、それを具体的に書いたらどうなるかということ、例えば確定申告のときの記載の手引きみたいな形で書いていくということであって、それは中小企業の方だけではなく、すべての報告者の方に使われるものだと理解しています。

後藤委員

中小企業ではないですよ。

富田委員

ということは、中小企業はガイドラインを使うということですか。

後藤委員

いやいや、中小企業を対象にしませんよね。中堅企業だったはず。

上妻委員長

そうです。中堅企業です。

後藤委員

中小企業ではないですよ。

上妻委員長

すみません、私の用語が間違っているんです。中堅企業ですが、それはいままで環境報告をされていなかった中堅企業の方にも使っていただくということです。

ただですね、ガイドラインの中に書かれていることが役に立たないのであれば、どうせ使われなくなってしまうし、そういうことには配慮しながらやっていくということですが、ガイドラインの本体をコンパクトにしていくというのも、あまりたくさん読んでいただくところが多いとよくないので、大事なことは何かということガイドラインの本体で読んでいただいて、それについてのリテラシーについては解説とか記載事項の手引きで見えていただくということです。

富田委員

いいです。では。

藤原委員

いま、見る方のお話でしたが、作る人の話も考慮する必要があるなと思っています。これはおとといの夕方にもりましたが、ちょうどわれわれも環境報告書を来年どうしようかという議論したところだったので、これをもとに、どういう章立てで環境報告書作れるかなと思ってやりましたが、実際には無理で、前回お話ししましたように、やはり思考していく順になっていない。もしくは企業のPDCAの順になっていないという感じです。失礼な言い方をすると、予算で1年後に調査した結果を出している報告書の章立てのような感じがします。

やはり企業ですので、必ずPDCAで、毎年回していくとすれば、前回にもお話ししたように、ビジネスファクタリングがあって、在りたい姿、社会課題があって、それをどう解決していくかという方向性がある、結果があって、検証があるという、そんな感じだと思います。そのとおりに書く必要はありませんが、そこは意識してあげる必要があるかなというのが1点です。

2点目です。そのときに、先ほどの財務のお話、マテリアリティのお話など出てきましたが、そこがどうしてもやはり連携してくる話だと思えます。これはわれわれもやりがちですが、環境報告書なので環境のことだけ書いてしまうときがあって、でも冷静に考えると当然のお話ですが経営理念があり、経営計画があり、当然その中で回っていますが、環境をやっている人って結構それが飛んでしまっている人がいます。

それは財務をやっている人が、ほかのことが飛んでしまっているのと全く一緒です。やはりそれがインプット情報になってきて入ってきてとやらないといけないので、その関係性をどこかに書いてあげる必要はあるのかな。少なくともこういったことを考慮して、これについては考えないといけないんですよといったことが、本文なのか付属文書なのか分かりませんが、それは必要でないかなと思えます。

3点目ですが、そのときにTCFDのお話にも絡んできますが、インプット情報についても、どこかに欲しいなという気がしています。というのは、いわゆる戦略を立てていくときに当然考えていくわけですが、そのときに社会的な課題というのを捉えて、どうやって価値を生み出していくかという発想になってくることありますが、そのインプットの話がどこにも実はない。

例えば、TCFDみたいなものがきているという話にしてもSDGの話にしても、そういったことが一つの社会的課題の意味合いだと思いますが、その関係性もこれからは見えにくい。大企業だと書き方が分かっているので、つまみ食いして書くのだと思いますが、まさに中堅企業にこれから書いていただくということになると、やはりそのあたりも含めて、ちょっと準備しておいてあげる必要があるのかなと思えます。

上妻委員長

ほとんどガイドラインの中身の話になっていますが、3点目は、解説で対応させていこうと考えています。それから1点目、2点目の話は、おっしゃるとおりで、そのために企業の委員の方に来ていただいていますので、構成については、われわれが骨子案を出していて、その構成についてはいくらでも変えていかれますから、よりよいものにするのであれば順序等も含めて変えていきたいと思えます。ただ、再三申し上げているように、論点整理をやって、その論点整理を基礎にしてやっていくという方針については変わらないので、その論点整理自体に瑕疵があるのであれば変更いたしますが、そうでなければ、書かれているものについてはこういう方針でいかせていただきたい。

ただ、順序等も含め、ガイドラインのレイアウト等についてはいくらでも変えていく余地がありますので、今後、第3回のときに、もう少しきちっとしたものをお出ししますので、そのときには反映できるようにさせていただきたいと思います。

松川委員

読み手側という立場の、世界の投資家が使っている環境の評価という点からつけ加えることを申し上げたいと思います。皆さんの議論で方向が徐々に決まっていますが、一つ抜けているとすると時間軸のところを、やはりおっしゃったように、もう少し明確にガイドラインに入れたらどうかなというのはあります。

もちろん長期的に、例えば投資家が警鐘を鳴らしているのは、世界の方向性として脱炭素に向かう社会になったときに各企業の価値をどのようにもっていくかというシナリオは聞きたいという要請ですので、投資家のためにとということではなくて、やはり企業の方々が、これからよりよい価値を作っていくために書いていただくべきものであるというのがあります。

そのときに、見ていきたいのは成績表のように現状を表していただくというよりは、方向が分かっているのだろうかということを見ていくために、先ほどおっしゃったPDCAがとても評価の面では重視されます。ですので、そのセットで書いていけるようなガイドになっていると、中堅企業とおっしゃいましたが、エントリーレベルでこれから海外に価値を発信していこうという企業の方々にも、これは大変役に立つのではないかと思います。

そのときに、PDCAともう一つは、推移というのがすごく重視されていて、その場合はKPIをやはり本年度作った場合に、昨年の目標とどれぐらい達成できたのか。また、できなかった場合は、これからどういうふうにKPIを達成するために施策を打つのかとか、そういう推移、投資で言うとモメンタムのような動きを実は見たいのです。

これは毎年出していくのであれば、さかのぼれば分かるということではありますが、報告書の中でもそういうモメンタムに、企業自身がどのように考えているかを示していただきますと、これはここから下がるのか、改善されるのか、そういう判断基準に使われると思います。

もう1点としては、先ほどから言っている、中堅企業さんにぜひ使ってほしいということの根拠ですが、CDPと環境省さんがやっている開示基盤事業というのは合わせてとてもいい方向になっていると思っていて、先端企業はAクラスを目指す。本当に世界レベル

の取り組みをする中でCDPというのを使っていますが、そこにもサプライチェーンなどで中堅企業が入ってくる、重要な役割を果たすようになってきていますので、ここが全く開示について無知であるとするとは大変困ったことになりますから。昨日もトヨタ・パナソニック連合というのが出ましたが、あのような長いサプライチェーンを考えたときに、日本連合で強い力を出していける可能性があるとするれば、また日本企業から世界のサプライチェーンで活躍できる企業を作るためにも、そういう活用を促すような内容であってほしいと思います。以上です。

上妻委員長

時間軸の話ですが、時間軸に関して長期ビジョンのところに、時間軸の説明を簡単に付かせていただいています。基本的にガイドラインの立場は持続可能な社会に変わっていく企業の適用プロセスの中で、環境問題によって扱われていくはずだという考え方でいっていますので、大きく、もう少し中・長期の話で適用プロセスについて、いろいろな情報を出していくということでは変わらないとは思いますが、PDCAのことも含めて、レイアウトで対応できるものであれば対応したいと思えますし、必要な付加的な事項の開示が必要であれば、それはそのようにしていきたいと思えます。

それからモメンタムのことですが、統合報告でいっているような、要約、サマリーみたいなものをやはりちゃんと書いていただこうということで、推移が分かるような主要業績の一覧というものをガイドラインの中に盛り込んでいますので、そのところを少し細かく充実していったらいいのではないかと考えています。次お願いします。

水口委員

構成とか内容については別途考えを出していますので、全体の方向性について一つだけ確認したいと思えます。飯塚委員がいみじくもおっしゃいましたように、このガイドラインの目指す姿が、そうは言わないけれども、実際には上場企業中堅クラス、あるいは大手であっても、まだ報告書を作っていないようなところを前提にしている。そういう理解でこの場ができるならば、また委員長はたぶんそういうおつもりなのかなと思えますが、その部分を少し明確にしておいたほうがいいのではないかという気がします。

例えばモジュール化の議論など、おそらくきちんとしたものを作っていこうとすると、この先はGRIスタンダードやIIRCのフレームワークというのがありますので、そこに至

るまでの入り口。よく皆さんがエントリーとおっしゃっていましたが、そういう入り口部分を作ろうとしているという理解でよろしいのでしょうかということです。

上妻委員長

ガイドラインに関しては、1999年にガイドラインの前の中間報告という形で作られてから何度か改定されていて、短いときは3年ぐらいのスパンで改定されていました。2012年からここまでは、ものすごく長い期間改定されていなくて、しかもドラスティックに改定することになりましたが、これが例えばGRIスタンダードみたいなもので、非常に広範な情報を書いていただくための枠組みならモジュール化も必要なのかもしれませんが、ガイドライン自体はものすごくコンパクトな状況になっていますので、そこまでする必要はないのではないかと考えています。

やはり中に不都合が生じるようであれば、その都度定期的に改定していくというのが筋なのではないかと思います。

水口委員

つまり、私はモジュール化とかをしろというつもりは全然ないのですが、コンパクトなものを作るということは、エントリー向けのを想定しているという前提と違ってよろしいでしょうか。

上妻委員長

そうではないです。エントリーだけではなくて、上場企業の方々も含めて、基本的には環境報告書もESG報告もみんなそうですが、原則にのっとってそれぞれの企業の事情で書く、ボイラープレートにはしないという考え方が一般的ですから、そのようにすれば原則だけ書いておけばいいわけですが、ただそれではいけないので、一応標準的なセットみたいなものを設けて、原則との関係についてもちゃんと書いておくというような形で、中堅企業の方々にも使っていただけるように配慮しているということです。すべてが完璧なものではありませんから、だからいまの状況の中で許される範囲で、しかも環境省の環境政策に一応合致した方向性で作っていくということになりますので、必ずしも中堅企業だけに向けているわけでもないし、基本的に重要なこと、エッセンスだけをガイドライン化するという方向性で今回はいっていると思います。

後藤委員

情報開示基盤もそうですが、要するに、キーとなる情報は、超大企業であっても中堅企業でもそんなに変わりはない。そこは全部統一して、で、本当に超大企業は、とてもこのガイドラインだけでは足りないの、GRIなり、SASBなり、何かそういうところで広げてもらう。GRI自体も、ここにはないものはほかの仕様を使ってということを書いているわけですから、網羅性を考えているわけではないですが、キーとなる情報は全部ここに入れるというのが去年の検討会の話だったと私は記憶していますので、中堅企業用だけではないという前提です。

水口委員

分かりました。ありがとうございます。

上妻委員長

ほとんど、ガイドラインの検討の中身に入ってしまったので、次のところに行かせていただいて、もしそれでも足りない、この対応方針案のところ、これではどうしても我慢ができないとおっしゃるのであれば、そのときにまた言っていただきたいと思います。

それでは、議事(2)「改定ガイドラインの構成について」と、(3)「改定ガイドライン骨子案について」に入りたいと思いますので、事務局のほうから次の説明をお願いします。

事務局

資料3から5までについて説明(省略)。

上妻委員長

これからディスカッションに移りますが、ちょっとその前に簡単にご説明をしたいのですが、ガイドラインの基本的な考え方は、ここに見ていただいたとおり、これガイドラインの本体です。字面から言うと、ものすごく少なくなっています。その代わり、考えながら書いていただかないといけないというか、要するに解説みたいところがなくて、非常

に不親切な状況にはなっていますが、この点については付属文書のほうで対応させていただきたいと思います。付属文書の中身は、解説書と事例集というのはちょっと違ってしまっていて、記載の、基本的には手引きです。記載の手引きの中に、事例をたくさん入れていこうというようにしています。つまり事例を見ながら記載をどうしていくのが分かるようにしたいということで、単なる事例集ではないということです。

それと、最後のほう、22ページのところに「5.大気、水質、土壌等の保全等」と書いてありますが、重要な環境課題だけ選ぶと、このあたりが入ってこないケースがありますが、一応環境省のガイドラインなので、環境行政という点から考えると、これが重要でないというのは自己矛盾になってしまいますから、一応書かせていただいています。

このガイドラインの基本的な考え方は、15ページをご覧になっていただくと分かりませんが、重要な環境課題をどう選ぶのか。基本的には原則に沿って選んでいただきますが、2012年版は報告原則が書かれていまして、報告原則にのっとり環境報告をしてくださいと言っていました。だけれども、いつもガイドラインを作ると、具体的に何を書くのか、きちっと書いてやってほしいというご要望が非常に強くて、具体的な項目をこうしていくことになりましたが、そうすると原則で書くという立場と、いわゆる細則で書くという立場が矛盾してくることがあるので、そうならないようにするために、一応原則に関しては解説書なり付属文書で報告原則について若干触れようと思います。

ただ、基本的には企業の方々、作成者の方々が、マテリアリティを考えながら、マテリアリティ分析をされて記載事項を選ぶというスタンスは変わらないので、マテリアリティの選び方についてガイドラインの中では書きませんが、どうやって書いたかを書いてくださいというやり方です。

ここに書いてある第5章の中身は、通常の事業者であれば重要だと考えられることのセットとしてここが載っています。当然これは、ガイドラインの本体は、方向性は示していますが、行き方についても、標準的なセットとして行き方を置いてありますが、行き方については裁量権があります。その場合には、やはりコンプライ・オア・エクスプレイン、もしくはレポート・オア・エクスプレインという考え方でやっていただくというのが基本的な立場です。

それから、この標準的なセットの中に足りない項目があれば、それはマテリアリティを考えていただいて追加するということが書かれている。ですからこの標準的なセットが提供されている。全体の構造はそうになっているということです。

そのことを踏まえてこれからディスカッションをしますが、実は水口委員から非常に詳細なコメントをいただいております、これが議論をするときの大きな手がかりになると思われますので、少し簡単にご説明をしていただけますか。

水口委員

ありがとうございます。発言の機会をいただきまして。あまり詳細とも言えませんが、前回の議論を見て、自分の発言の時間はそんなにないだろうと考えまして、あらかじめまとめてきた次第です。

全体について、2日前にいただいたものですが、ぱっと見まして思ったことを、いくつかの論点があるだろうと思って整理いたしました。全体として申し上げたいメッセージは、まだコンパクトになっていないのではないかと。あまりにも細かいことがいろいろ書かれ過ぎているような気もするというのが一つのポイントです。

順番に申しますが、私の資料の1ページ目のところは、ガイドラインが前提とする報告の枠組みに関する説明のところですが、例えばガイドラインの骨子案が、行数が打ってありますが、113行のところには、公表媒体ということが書いてありますが、公表媒体が何かということは見れば分かるので、それを書かせる必要はないのではないかと。むしろ、どういう公表媒体を前提にしてこのガイドラインができていくのかということが読みとれることが必要なのではないかと。

例えば下のほうですが、126行のところには、業績指標の推移というのが載っております、この業績指標の推移というのは、本当にその財務的な業績指標の推移が想定されている。131行のところを見ると、財務的な業績指標の推移が想定されているように読めます。

このような情報は、もちろんスタンドアローンの環境報告書の中では、あるいは統合報告の中では必要であろうと思います。しかし、例えば先ほど来、出ていますTCFDのような議論の場合には、そもそも有価証券報告書、アニュアルレポートの中で最初からある情報ですから、この種の項目はいらないということになります。

そこから敷衍しますと、このガイドラインはおそらくスタンドアローンの報告書を作ることが暗黙の前提になっているのだろうと読み取れます。私はスタンドアローンの報告書が悪いと言うつもりはありません。上妻委員長がおっしゃるように、中堅企業にもできるものということであれば、スタンドアローンの報告書という方向はあり得ると思います。

しかし一方で、そうではない企業もあるとするならば、例えば、どの項目はスタンダードアローンのときには考えていません。これをTCFDのようなときに使う場合、あるいはアニュアルレポートで使う場合には、この項目、ここの項目が不要ですというように、少し整理をするということが必要なのではないかと。

つまり、113行に書いてある公表媒体という議論は、公表媒体が何なのかではなく、どのような公表媒体を前提にするときにはどの項目を使ってください。どのような公表媒体を使う場合には、どの項目は不要です、というような簡単な説明があるとよいのではないかと。こういうことで、全体として公表媒体をどう想定してガイドラインを作られているのかということについての説明が前提として必要だろうという答えです。

次に2ページ目を見ていただきたいのですが、ここはビジネスモデル、戦略、長期ビジョンに関わるポイントです。このビジネスモデルや戦略、長期ビジョンという考え方をガイドラインに入れることには非常に賛成です。これは前回も申しましたように、それが正しい方向性であろうと考えています。

ただ、このガイドラインの項目だけだと、ビジョンはビジョン、ビジネスモデルはビジネスモデル、戦略は戦略と、別の項立てとというか、章立てになっていますので、これを見て、スタンダードアローンの報告書を作ると、戦略、ビジネスモデル、長期ビジョン、それぞれの章立てをした報告書を作らないといけないという誤解を読者に与えるのではないかと考えます。このビジネスモデル、戦略、長期ビジョン、そして重要な環境課題というのは一連のプロセスですので、一連のプロセスとして一つの項目の中で扱うほうがよいのではないかとというのが、私のメッセージです。

まず164行目のところには、「重要な環境課題の選定プロセス」とありますが、重要な環境課題をどうやって選んだのかということも必要かもしれませんが、重要なのは「その会社は何を重要な環境課題と考えているのか」ですから、何が重要な環境課題であるのかということを書いていただいたほうがいいのではないかと。そして、その重要な環境課題を前提にして、どのような長期ビジョンを持ち、ビジネスモデルの中に、その重要な環境課題を組み込んでいるのか。そしてどのような戦略を持ってそれを進化させていこうとしているのか、そういったことを一連のものとして報告すべきではないかと考えます。

したがって、特に第2章にビジネスモデルが組織体制の中に入っており、長期ビジョンと戦略が第4章にあるという分け方は、どうもうまくないのではないかと、このように考えております。

また、細かいことを申しますと、153行のビジネスモデルのところですが、競争優位性を生み出す事業者独自の主要な差別化要因と書いてありまして、これは通常のビジネスモデルの説明であろうと思いますが、環境報告書におけるビジネスモデルの説明というのは、やはりESG課題を前提として、ESG課題に対して、どうビジネスモデルが作られているのかという視点で書かれるべきではないでしょうか。それからビジネスモデルの項目が「第2章 組織体制」の中にあるのはちょっとおかしいだろうというようなところを、特に219行について、私の資料の2ページ目の一番最後のところをご覧いただきまして、章立てを考えていただきたいということです。

それから少し小さなことになりますが、資料の3ページ目のところ、コミットメントの説明は、いまのところにもつながりますが、200行のところ、コミットメントの説明として、長期ビジョンの中でどのように位置付けられているのか、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのかなどを説明すると書いてあって、また別のほうに長期ビジョンという項目があると、どのように書き分けるのだろうかということになりますので、ここも一体化して説明されたらいいのではないかと思うわけです。そうしますと、もう少しコンパクトになるのかなということが考えられます。

さらにこれも細かいことですが、193行のところには「財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、リース資産、社会基盤、社会との様々な関係等の諸資本を利用して」という表現があって、これはIIRCの統合報告フレームワークを意識されていると思いますが、そうであるならば素直に、自然資本、社会関係資本といった表現を使ったほうが、読者に親切ではないかと考えるわけです。特に、リース資産というのが資本に入っているのは非常に違和感があるので、リース資産はやめていただきたいと思うところでございます。

それからその次、環境保全コストという項目がありまして、これは一つ大きな論点かと思えます。15ページの239行に、重要な環境課題の中の一項目として、環境保全コストという項目が入っています。この環境保全コストというのは、いわゆる従来型の環境会計ガイドラインが想定している環境保全コストと読めます。

しかし、今回想定されている戦略とビジネスモデルというフレームワークの中における環境対応の中で、この種のいわゆる環境保全のために支出した環境保全コストという概念が整合性を持つだろうかというのは非常に大きな疑問です。

例えば今後の環境対応というのは、例えばゼロエネルギー住宅（ZEH）とか、あるいはEVや水素自動車、こういったものになるわけですから、これについて環境保全コスト

というものを切り分けて開示することに果たして意味があるのかと考えるわけです。そう考えると、この項目は少し見直したほうがいいのではないかと考えます。

またあえて言えば、ここに環境保全コストということを入れてしまうということは、環境会計に関する議論をここで固定化してしまうということになりかねません。環境会計をどう扱うのかについては、今後の議論として先送りするといいたいまいしょうか、翌年度以降の議論というように前回合意されていたと思いますので、この段階であえて環境保全コストということ固定化してしまうことが、問題なのではないかと考える次第です。

次に、「第5章 重要な環境課題」の中の、これはいま委員長からお話がありましたように、例えば騒音・振動・悪臭といったものが重要な環境課題として入るのかというのはなかなか難しいところで、典型7公害の一つですから、環境省なので入ってもいいのかなとは思いますが、しかしながら、231行のところには、この重要な環境課題、ここで挙げたものを前提にして、これを入れない場合にはその理由について説明することが必要ですと言われると、いちいち悪臭や振動を入れないということの理由を説明しなければならないのかと思うと、なかなか辛いものがございます。むしろ、この典型7公害みたいなものは付属文書のほうに回すほうが妥当なのではないかという感じがします。

それから、最後のページにまいりまして、一番上は私の誤解でした。失礼いたしました。生物多様性という項目がちゃんと入っていたというのを見落としておりました。ただ、生物多様性については、やはりサプライチェーンの上流における自然資本、生物多様性というのが非常に重要ですので、そこはぜひ書き込んでいただきたいと考える次第です。

最後にシナリオ分析です。いまシナリオ分析という項目が、気候変動の項に入っております。268行のところですが、もちろんシナリオ分析はTCFDからきているので気候変動の中の一環であろうと思いますが、いまの気候変動の項目の中では、ほかの項目はすべて温室効果ガスの排出量や排出原単位、そして総エネルギー投入量などでありまして、そこに1個だけシナリオ分析が載っていると、あたかも排出量に関わるシナリオ分析だけをすればいいかのような誤解を与えかねません。

しかしTCFDが想定しているシナリオ分析はもっと広いもので、気候リスクがもたらすのは、例えば座礁資産リスクであったり、洪水や大雪に関する施設の被害といったリスクであったり、あるいは農作物の適地の変更に伴う原材料調達リスクであったり、非常に多様なリスクがございます。

またそのようなリスクを気候変動の中で書くというのも、やや誤解を招く感じがいたします。むしろこのシナリオ分析というのは、本来はシナリオ分析をして、戦略をきちんと練る。戦略が妥当かどうかについてシナリオ分析を使って検証してくださいというTCFDからのメッセージだったというように思います。

どれほど細かいシナリオ分析をするのかとか、それを、いますぐしろということとかいう話は、全くご指摘のとおりで、いますぐできないこともあろうかと思えます。ただ、シナリオ分析というものが戦略を考える際必要なのだということをメッセージとしてガイドラインに載せるということが当面必要ではないか。そういう意味ではシナリオ分析の項目は、むしろ戦略の項目の中に入れておいたほうがいいのではないだろうか。これが最後の項目でございます。

長くにわたり大変失礼いたしました。以上でございます。

上妻委員長

はい、ありがとうございます。非常によく分かりました。ご指摘はごもつともで、ご説明を簡単にさせていただきたいのですが、最初の公表媒体というのは、環境報告のようなESG報告のようなものが、いわゆる財務報告の枠組みの中で企業の重要な企業報告の一部として構成されるというような状況だと、ガバナンス報告書も含めて、いろいろなものが企業の報告サイトの中に載ってくるわけです。

いまたくさんそういう情報が載っているときに、統合報告みたいなものは、そういう情報をよく理解して咀嚼することが難しいから、コンパクトに重要なものだけ取り出すという考え方だと思いますが、それとそうではない、普通の一個一個の報告書がどのような関係にあるのか、それを書いてほしいというのがこの公表媒体というところの本来の趣旨です。

だから、これをどのようなネーミングにすればいいのかは事務局としては非常に苦慮していたのを見ているのですが、このガイドラインの本体については先ほど申し上げたように、第3回のときに9割方できたものをお示ししていく、たたいていただくことにして、今回は本当に骨子だけしか書いていません。ですから、「重要な環境課題」の最後のほうも説明が全然ないですよね。あれがこれから書き込みますという意味ですが、あまり固定化してしまうより、皆様のご意見を伺って作り変えたほうがいいというのが基本的な立場ですので、この公表媒体については、公表媒体間の関係がどのようになっているのかという

ことを考えてやっているということで、どの公表媒体を使った場合には何を書けということについては言っていないです。

もちろんそれがいいことは分かっていますが、スタンドアローンのものにするのか、そうでないものにするのかということは、それぞれの企業がお決めになることであり、そのときに重複する情報があれば重複するから書かなければ、それは書かないという意味ですから、そこまでガイドラインはこれまでも指定してきませんでしたし、必要な情報のセットを載せてはいますが、それに準拠して何かすべてやってくださいという立場をとっているわけでもありません。実務上も、基本的に環境報告ガイドラインは、ぱっと見て、必要なところの説明だけ見て、基本的には社内基準でおやりになっているというのが実務の一般的な動向だと思いますので、そこまではガイドラインは考えていないということです。

それから、次のところ、ビジネスモデルのことですが、これはおっしゃるとおりです。おっしゃるとおりですが、どこに書くのかも含めて、ビジネスモデル自体の、ここに載せた考え方は、TCFDが書けと言っているから書いているわけではなく、持続可能社会に移っていくときの、企業の適用状況を書いてくれというのが基本的な環境報告の趣旨ですが、ビジネスモデルは当然その中で変わっていく可能性がありますよね。そういうものを含めて、現在のビジネスモデルが提示されることで、リスクとオポチュニティを知るときの重要な手がかりになるという意味で書いています。

ですから、もちろんビジネスモデルと戦略は関係がありますが、そこまで指定して、関連性を強く求めるように環境報告ガイドラインを書くのは、まだ時期が早いかもしれないという判断です。次回の改定のときにそこまで踏み込んでいただいてもいいかもしれない。

2012年版の環境報告ガイドラインを作ったときにも、バリューチェーンのリスク問題に関しては、定量的な情報はあえて書かなくてもいいという書き方にしている。そこまで実務が追いついていなかったからです。それよりも、バリューチェーン全体にリスクがあるということをご理解いただくというガイドラインの役割を果たすためにそれを書いて、どのような書き方がいいとは書いていませんが、そういうことがあるという注意喚起をするという意味でやっていて、ビジネスモデルも、まだその段階かもしれないと思っています。ビジネスモデルを書いている会社は、日本でも1社か2社ぐらいしかないので、そのような方針だということをご理解いただきたいと思います。

それから、このビジネスモデルがESGに関わるものかということ、そうではないです。

これは企業の本当のビジネスモデルです。ただそこまで、さっきも言いましたように、まだリテラシーが追いついていないかもしれないですから、とにかくビジネスモデルというものがあって、それが重要な環境報告、ESG報告の構成要素だということをご理解いただくということで項目が載っている。詳しい話に関しては、書き方の事例や考え方も含めて、IIRCだったか何か所かでそういう解説書が出ているのですが、環境報告ガイドラインとしての簡単な解説書を作成させていただきたいと考えております。

組織体制のところにあるのはどうなのかとおっしゃっていますが、組織体制のところにあってはいけないのか。組織体制のところにあることが重大な瑕疵があるのかないのかというところで、もし重大な瑕疵があるのであれば戦略のところ結び付けたいのですが、そうすると戦略に結びつくという考え方になってしまって、まだ時期が早いのではないのかという判断です。

例えばビジネスモデルと戦略を結び付ける。それから、シナリオ分析を戦略に結び付けていくというのは、確におっしゃるとおりですが、そこまではいかないで、必要最低限のリテラシーということを考えて構成しているだけであって、いまの構成が重大な瑕疵があるというのであれば、皆様のご意見を伺って変えたいと思っています。

それから、「重要な課題の選定プロセス」という、選定プロセスを書いてくださいといっているだけです。当社が直面する重要なESG課題は何かを記載するというのは、報告書の中身を見ていただければ、つまり記載事項を見ていただければ、それぞれの会社が直面している重要なESG課題、少なくとも環境課題は書かれているわけですから、それをあえて要約して書く必要はないだろうという判断です。

それから次のところ、資本の概念ですが、これも資本の中身を書いていったほうがいいのかというのはおっしゃるとおりですが、あまり書きすぎないことのほうが重要ではないのかと思っています。もちろんIIRCのフレームワークを見ていただいても分かりますし、実務でそこまで追いついているかという追いついていないので、もう少し実務の成熟を待つという点では、書き方の手引きのところ諸資本みたいなものの書き方って事例で書かれるはずですから、それを見て、少し参考にさせていただくという立場で、ガイドラインの本体には直接書かない。

それから重要なご指摘は、環境保全コストのことです。おっしゃるとおりだと思いますが、今回の改訂は、環境会計を前回2年目以降に送るというような話がありましたが、それはそうではないです。この中でもう改定してしまいます。

つまり、環境報告ガイドラインに関しては、この中に吸収してしまうという考え方で
す。環境報告ガイドラインの中の貨幣データを書いていただくということですが、環境リ
スクを下げていくために、もしくは持続可能な社会に移っていくときの適応戦略に関し
て、必要なコストが何かということを書いていただくことになるので、環境報告ガイドラ
インに合った環境保全コストというのが書かれています。このところは環境保全コス
トというネーミングも含めて、もう少し検討が必要だろうということをおもいました。

そのようにさせていただきたいとは思いますが、基本的な趣旨としては、直接、例えば
気候変動に関して、使ったコストが分かるのであれば書いてくださいという考え方です。
なぜかと言うと、本当だったら、日本の国内だったら私はいらないと個人的には思ってい
ます。なぜかと言うと、物量で書いても、物量で書いた対策の記述的なデータと物量で、
その会社の戦略を読み解くことができるからです。

ところが、グローバルに見るとそうではなくて、やはり最終的に貨幣数値にして、デノ
ミネーターを一元化して理解したいという考え方が国際社会にはあるようなんです。その
証拠に、昨年来ISOの中で、こういう貨幣データも含めた環境情報の貨幣数値化の動きが
あるので、それを残しているんです。ですから、どうしてもいらないというのであれば、
環境会計ガイドラインをどうするかをまた別途考えないといけなくなります。環境会計ガ
イドラインがなくなるというのは、ここに入るという意味なので。

そのときに、効果はもういらない。最初に環境会計ガイドラインができた当初の原点に
戻ってコストの集計だけでいい。なぜかと言うと、財務諸表は属性分類であって目的分類
ではないからです。財務諸表からは環境に使ったコストが分からないので、それを企業
の方に工夫して書いていただく。もしくはいままでお持ちになっている枠組みを使われて集
計していただくということで、これもあまり細かいことを書き込まないことのほうが実務
の成熟を待つという意味ではいいのではないのかという判断です。

それから、例えばEVの話とか、住宅のゼロエネルギーの話などというもおっしゃる
とおりで、ここまでガイドラインには書けないです。やはり実務で待つしかないで
す。そこまでガイドラインに書き込めるほど、われわれも知見を持っていないですし、も
し、どうやって書けばいいのかということについての具体的なご意見があれば、そのご意
見をいただきたいと思えます。

それから、法令遵守の状況、騒音とか振動というのは、これは先ほど申し上げたよう
に、環境省の立場として、こういうものが重大な環境課題になる可能性があるということ

をお示ししているだけで、必要なければ当社には該当しない、もしくは書かなければ書かないということで該当していないと理解することになりますから、できればそういう大きなリスクではないということを書いていただければいいということです。

それから、生物多様性に関しては、やはり詳しく説明が必要というのは、おっしゃるとおりです。それは対応させていただきたいと思いますので、来年度以降、解説書ができたときに過不足についてのご指摘をいただければと思います。

シナリオ分析については解説書を付けたいと思いますので、解説書で。もちろん排出量に関するシナリオ分析であるかのように読めてしまうという、おっしゃるとおりですが、要するにシナリオ分析をすることによって、企業の持っている戦略にどの程度脆弱性があるのか、弾力性がどれだけあるのかというのを見るのが本来の役割ですが、でもTCFDみたいなものが実質的な拘束力を持つような状況になってくると書かざるを得なくなってくるので、そのことについて本来なら、所管官庁が対応すべきだと私は思いますが、そうではないので、関連する環境報告ガイドラインでも一部そういうものを、少なくとも気候変動のところだけでも扱おうということで、ガイドライン、もしくは実務が成熟してきた段階で、次回以降の改定におっしゃるような方向性で詳しく書き込むということにさせていただこうと思っています。これまでもそのようにしてやっています。

それから、戦略のところを含めるべきだということも、おっしゃるとおりですが、それも含めて、今回お示ししているガイドラインが完璧なものだとは考えていません。毎回そうですが、いまの段階でできる精いっぱいはいこれだ。実はここで申し上げられないような、さまざまなことが、例えば環境政策との関連性とか、企業との関係とか、リテラシーの関係やガイドラインの役割とかそういうこともあって、いまお示ししているものは、ベストではないですがベターなものにしたいと思いますので、皆さんから寄せられたご意見の中で取り入れられるものは取り入れていく。

ただし、先ほども申しましたように、論点整理のところの方向性でいくということについては変更はしないので、その方向性に合わないものについてはお受けできませんが、そうでないものについては、いまおっしゃっていただいたことほとんどは取り入れられることばかりですので、検討の中に入れていきたいと思っています。

水口委員

私は十分話しましたので、もうこれ以上しゃべりませんが、1点だけ、環境保全コスト

の部分について、上妻委員長とは基本的に情報は共通というか、同じぐらいの情報をお持ちだと、同じベースでたぶん議論しているので分かっただけだと思いますが、海外で貨幣数値化という動きが一つ出ているのは、そのとおりだろうと思います。

その中で、日本の貨幣数値化が環境保全コストという形で出ていくことは、かえってリスクではないかと思います。なぜならば、数値がすごく小さくなってしまうからです。環境会計ガイドラインは実は英訳もしまして、海外にも発信していたわけですが、ここまでのところ、海外でこれに追随する動きは、韓国がちょっと動いているぐらいで、ほとんどありません。つまり、グローバルスタンダードになっていないということです。その理由は明らかで、環境保全コストという数値では、企業の環境対策の活動の全体図を示していないからです。私は例えばEVやZEHについての情報を書いてくれと言っているわけではなく、そういうものを考えると、環境保全コストという形での数値化というのが実は全体をかえって小さく見せてしまうので、間違っただけを発信することにならないだろうかという意味です。

もし環境会計を海外の方向も踏まえてガイドラインに取り組むとすると、環境会計とはどうあるべきなのかは少し議論をしないといけないのではないかという気はいたします。以上です。

上妻委員長

これについては、何年もずっと議論し続けていて、環境会計ガイドラインができてから、ずっと本当にこれでいいのかという議論は絶えないんです。ただ、企業の方々にお使いいただいて、システムを作られているところもありますし、それはそれなりに社内的には役割を果たしていると思いますが、外部のデータとして重要なのかどうかというのは、われわれも判断をしかねている。

それから、海外の動向ということですが、ISOの議論も含めて、一体、環境情報を貨幣数値化していくというのは、どんな考え方があるのかというところぐらいまでしか議論がいていなくて、あとは先進的な企業が独自の方法でやっているということであって、これまでどれか成功した試みがあるかということ、そんなものはないのです。よくご存じだと思いますが、シグマでもそうです。だけれども、環境省の環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインを一元化していくというプロセスの中で、とりあえず第1ステップとして、まず環境保全コストといわれるものをここに入れていくという基本的な考え方を持つ

ているのであって、その環境保全コストの計算の方法とか考え方自体が十分かという、それは十分でないという議論は前からあります。

そのことについては別途議論が必要になってくるということだと思いますが、その役割をこの環境報告ガイドラインの改定検討委員会の中でする必要があるのかどうかというのはまた別の問題のような気がします。つまり、次回以降改定されるときに、もしくは別のプロジェクトを立ち上げて、環境データを貨幣数値化していくという考え方は自然手法も含めてどのようにあるべきなのかということ、もう少し細かくやっていかないといけない。

ですから、あまり細かく書かない。環境保全コストというネーミングが悪いとすれば環境コストでもいいので、要するに、そのコストのところを書いていただく。コストの中身については、実務の成熟を待つという考え方です。

水口委員

実務の成熟を待つのであれば、環境保全コストは、ガイドラインからは全部なくしたほうがいいのではないかという気がいたします。

上妻委員長

すみません、回りますので、それでは後藤委員、富田委員の順でお願いします。

後藤委員

二つ。やはりシナリオ分析と戦略・ビジネスモデルは一体化しないと企業は使いようがないと思います。それからTCFDですが、某メガバンクにどうするんだと聞きましたら、再来年から初歩的なところから求めていきますと言っていますので、来年このガイドラインが出て、再来年からTCFDの情報をメガバンクは求め出す可能性があります。ですから、もう待ったなしなので、私は解説に細かく書く形であっても、本体のほうではシナリオ分析、戦略、ビジネスモデルは一体化した形にしてもらいたい。

環境会計もいろいろ議論ありますが、そのTCFDの問題は、いまの環境保全コストとは全然違いますので、解説のほうで、そういったことをきっちり書き込む。それからISOの流れなどもきちんと調べて、いつぐらいになるかとか、いろいろ動きがあつて。お話のようにそんなに進んでいないような認識は持っていますが、今年行っていないので、ちょっ

と分かりません。オクノさんに聞いたほうが分かりやすいのですが、いずれにしろ、すごい動きがあるので、解説書に回す形で全然構わないけれども、この保全コストだけではない形のをきっちり解説書に書いてもらいたいと思います。

上妻委員長

ご意見、そのとおりだと思いますので、そういう方向性で進めさせていただきたいと思っています。

富田委員

いくつかあります。シナリオ分析は、いま後藤委員も繰り返しおっしゃいましたが、基本的に私も水口委員のおっしゃったことに賛成です。確かにまだまだ、あまり理解されていないとか、そういう現実的な問題はありますが、逆にそれだからこそ、きちんとした流れで書いていかないと、断片的な理解がはびこってしまうと、なかなか修正するのは逆に難しくなるので、現時点で、これを導入する機にきちんとした流れをこのガイドラインで作っていくのが非常に大事なと思います。

あとは、スタンドアローンの話なども出てきていましたが、これはできなくてもいいと思いますが、場合によっては、今回このガイドラインの名称を、環境報告ガイドラインから環境情報開示ガイドラインみたいなことに振っていくというのも一つあるかなと。いま情報開示基盤制度等との、たぶん連携も考えておられるので、あまり。いわゆる報告書って、以前はたしか「報告書ガイドライン」だったと思いますが、ようやく「書」が取れて、また次のステップで、もうそろそろ次が変わっても、もしかしたらいいかなと思いますので、そういったアイデアもあるかなと思います。

保全コストの件ですが、私も保全コストをそのまま従来の環境会計ガイドラインのコンセプトを入れていくのはちょっと疑念があります。どちらかというと、こういった財務的な指標みたいなものを少し入れ込むのは非常に大事かと思いますが、たぶん開示している企業の側からすると、比較的なじみがあるのが、例えばCDPで出ている財務的インパクトと、それに対するマネジメントコストの考え方は、たぶん少なくとも気候変動に関しては、正確かどうかは別として、どの大企業さんも開示できていると思いますので、そういった考え方のほうがなじみやすいのではないかなと思います。

あとは、瑣末事と言えば瑣末事ですが、先ほど業績の推移みたいところ、前段のどこ

ろですね。環境とは直接関係ないところであって、これはこれで書いておいてもいいと思いますが、その観点からすると、事業内容みたいな、事業概要というか、例えばどういう商品があるとか、そういった項目というのは基本的に同時に書かれるべきかと思いますし、あと、あとのほうにいくとサプライチェーン、バリューチェーンが出てきますが、バリューチェーンの構造みたいな話も前段でやはりきちんと説明しておかないと、いきなりバリューチェーン、どこでインパクトがありますかと言われても全く意味不明になるので、企業のビジネスモデルというか、もっと前段の段階ですが、そのあたりの事業の概要のところを少し厚くしていただいたほうがいいかと思います。

あと、このガイドラインが目指している姿が、印象からすると基本的にGRIだったりIIRCだったり、TCFDだったりの要素を取り込んでまとめていって比較的分かりやすくしましょうということで、あまり新しいコンセプトを盛り込もうという感じではないのかなとは理解していますが、せっかく作るのであれば、多少新しい概念みたいなものも入れてもいいのかなという気は。

上妻委員長

例えばどんなのですか。

富田委員

例えばということ言うと、ちょっと思いつきで、ちょうどオクノさんもいらっしゃるので、別の環境省の検討会で、この間、いくつかの企業にヒアリングをしたところ、この言い方が正しいか分かりませんが、Scope4みたいな。いろいろビジネスによってScope 3には入らないけれど、世の中の排出量削減につながります、みたいなところ、削減貢献の部分をアピールされている会社さんが複数社いらっしゃったんです。例えばそのあたりのことをこのあたりで明示していくというのは一つの考え方としてあるのかなと。それはまたESG投資みたいな観点からすると、それをどこまで評価するかは別として、少なくとも結構アピールされている企業さんは出始めているという観点からすると、そういった項目を盛り込んでいくというのは一つのアイデアではないかと思います。

上妻委員長

先ほど来、申し上げていますが、論点整理の上に立ってやるという方針できていますの

で、削減貢献等も含めて、例えば機会を書くというところで書いていただけるというように考えています。書いていただかなくても、そこに含まれている。もし、削減貢献みたいなものが必要であれば、削減貢献の計算についてもきちんと提示していかなければいけないのですが、そこまでガイドラインは、今回の改訂は追いついていませんので、それはやらないということです。

もう1点、環境報告から環境情報開示に変えろというようなご指摘だったと思います。が、同じ意味で使っています。環境報告は環境情報開示が行われるすべてのものを環境報告と言っているだけなので、意味的には同じだと思ふ。報告書を指定しているわけではないです。

それ以外のところは、ご説はごもっともですので、全部検討プロセスの中に取り込ませていただいてやらせていただきたいと思ふ。

特にいま委員の方々からご指摘ありました構成のところについては、ご意見をお持ちの方々、いまご意見を寄せられていますので、一応事務局のほうからヒアリングに伺わせていただきたいと思っています。そのヒアリングを踏まえて構成を少し変えさせていただきたい。それは皆さんの知見を利用させていただくということになりますので、そのようにさせていただきたいと思っています。

栗野委員

構成というよりは一種の書きぶりかと思ふますが、各ページ、報告事項がこれですと提示され、解説ではこのようなことを書いてくださいという、いわゆる書き方が本当に手引き的になっていますが、私は「なぜこれなのか」という説明のほうは実は重要ではないかと思ふ。それがあれば、これは書かなくていいだろうという判断もつきますが、ただ「こうしてこれを書きます」だけだと、やはりぱっと見に、これ全部書かないといけないんだろうと、特にエントリーレベルの企業の方々はどうでしょう。

やはりここは、なぜこの情報かを記載する。例えば公表媒体を何で書くのだという水口委員がおっしゃっている部分も、まさに上妻委員長がお答えになった内容を書いてくれたほうがよほど何を書くべきか分かる。そこのほうが私は実はガイドラインとして皆さんが使えるなと思ふものになるのではないかと思ふので、少しそういった書きぶりをしていただきたい。いままででない書きぶりに変わるわけなので、解説と言っているものの意味合いを、もう少し違うものにしたほうがいいのかというのが1点目です。

2点目は、ずっと上妻委員長のお答えを聞きながら思いましたが、環境報告ガイドラインは、実務の水準に常に合わせるのがいいのかという問題です。、神学論争的になって恐縮ですが、いま富田委員がおっしゃったように、一種の啓発効果といたしますか、ある程度、トレンドを見せてあげていく効果というのもあると思います。本当にエントリーの方向けだったらそれは言いませんが、企業全体です、超大企業も含めてですという方針なのであれば、水準はこういうところにいまあるのだよと見せてもいいのではないかと思います。

ましてや、TCFDが来てしまう、実務が全く追いついていなくても皆さんやっていかざるを得ない状況に間もなく追い込まれていくとなると、やはり実務水準に合わせましょうは、もう無理な時代に来ているのではないかと思います。上妻委員長自身お気づきになっていると思いますが、委員長も「やらないといけないものもあります」とおっしゃりながら「実務が追いついていないから実務に合わせましょう」とおっしゃっていることに矛盾した部分があります。もう少し望まれる水準の提示を考えていただいてもいいかなと思います。

4点目は、環境行政は分かりますが、水質汚染を水の問題と、切り分けてなぜ書くのでしょうか。自然保護団体にいた人間からすれば、それは水系として一つの問題です。排出していったものを浄化してまたそれを工場に戻すという、皆さんすごくいろいろ取り組みをされているのを、項目を分けて書くということに対して、私としては、自然は分断されるものではないですよと申し上げたい。そこの章立ては少し構成として注意喚起をさせていただきたいと思います。

最後に、ビジネスモデルのところ投入物質と書かれていますが、これこそ自然資本・人的資本という、統合報告の4資本論でしょう。そもそもその表現がなかったのも、その表現はどこだろうと探したぐらいですが、やはりここは非常に矮小な、何を物理的に入れていますかというマテリアルバランス的な話ではないですよと書かないと、非常に誤解を受けます。スタンドアロンの報告であろうがなかろうが、そういったコンセプトで世の中はいま見ているんですよということも伝えるには、ここのビジネスモデルのところで4資本をきちんと明示したほうがいいのではないかと思います。あと細かいところはまた、メールでします。

上妻委員長

資本のことですが、それは書き方の手引きのところでは書かれる予定です。それから私が解説していることを書けとおっしゃっていますが、ガイドラインにそこまで書く気はないです。ガイドラインの改定の要旨とか改定のポイントというところの中に論点整理も載っていますし、論点整理の中にはかなり書かれていますので。ガイドラインをたくさん読んでいただかない、つまり、ダーっと全部読まないで学習できないというようにはしないとというのが今回の方針ですから、これだけしか書かない。必要なことは別途付属の文章を参照できるようにしておいて、そういう付属の文章を見てください。付属の文章というのは、今回付ける付属文章ではなくてこれまでの経緯だし、それから2012年版の環境報告ガイドラインにも重要な情報がまだいっぱい載っていますので、それも完全に改定はしてしまいますが重要な資料として、このガイドラインの体系の中には入れておきたいと考えています。

それからあと何でしたっけ。たくさんおっしゃっているのです。

栗野委員

章立てとして水の扱いの問題。

上妻委員長

水の扱いですね。それはおっしゃるとおりだと思いますが、それは完璧なものではないので。水に関しては、基本的にこういう順序で書いてくださいということをお願いしているわけではないです。ガイドラインって単なる指針ですから、どういう書き方にするのかは実務でもそうですし、皆さんがそれぞれ検討されてやられていく。それから実務の水準に合わせるなどおっしゃっていますが、実務の水準に合わせていません。実務の成熟を待つという意味で、細かく書き込まないという方針を持っているということです。

実務が成熟していないものについては改善の余地が、つまり実務で開発の余地があるように、なるべくしておきたいということであって、完全に書くことが決まっているような状況については書いてもいいですが、そうでないものについては、ガイドラインは基本的な方向性しか示さない。あとのことは基本的に原則にのっとって報告者の方々がやっていただくという考え方です。

魚住委員

まず環境保全コストについては、私は水口委員の意見に全く賛同します。上妻委員長が言われたように、事前になんらかの形で検討すると言われた、それに期待したいと思っています。そうでないと、環境保全コストというだけで全額なのか差額なのか。全額であるなら、いま買ったものが全部環境保全コストになるわけですね。車買ってもエアコン買っても、それも故障して買い換えても全部環境保全コストになってしまうわけです。前のものと比較したら環境面でよくなっているのです。それはやはりおかしいと思いますので、別途検討していただきたい。

あと、項目的には第3章、行数で言うと、168、169、170で、重要性の高い課題というのが1と2と挙がっていますが、ここにもう一つ欲しいと思うのは、事故や天災とか、そういう非常時のときに発生する重大な環境課題。それも入れていただきたい。

それに関連して言いますと、ほとんどの環境負荷物質が出るというのは、大気や水域にしても、これは正常に稼働しているときの話で、その量だけは報告される。PRTRでも、それは排出量・移動量で報告されるわけですが、何か事故が起きたときというのは、フローの量よりもストックの量のほうが大きな影響を与えるわけです。そのストックの量が、ほとんど開示されない。これがリスク情報として開示すべきではないか。

具体的に言いますと、放射性物質。小型の実験炉。それが関東圏でも数基あるわけです。ほとんど止まっています。いま、だけど現実に大学と企業にありますが、開示されていない。あと劣化ウラン。劣化ウランというと劣化ウラン弾を考えますが、そうではなくて、戦後は化学産業でナイロンの硬化剤等として使われていて、いまは使っていません。だけれど処分ができない。で、厳重保管。文科省に（今は、環境省に）報告だけしていたというのが続いてきているわけです。

3.11の千葉の火災が起きたときでもその話が出て、ものすごい放射能汚染の可能性があるということがツイッターなどで流れましたが、結果的に分かったのは、隣の工場、化学工場大手の子会社、そこに劣化ウランが600キロか700キロぐらい保管されていて、それが文科省に報告されていると。だからそれが燃えたら、ものすごいことになります。

だからそのようなリスク情報というかストック情報なども、私はやはり出すべきではないか。最後は企業の任意になりますが、書くことが望ましいという形で書いていただけたらいいかなと思います。

上妻委員長

1個ずつ解決していてもいいですか。メモリが限られているので。環境保全コストに関しては少し研究させてください。年末年始も含めて第3回までに事務局としての答えを出したいと思います。皆さんもおっしゃるようにもう少し精査をして、ベターなものを出しできるようにしたいと思います。

それから、いまの危険物質の話は、前の2012年のガイドラインのときに最後に、魚住委員から強く言われて、それは今回はやらないと申し上げた責任もありますので申し上げたいと思いますが、これ1に入らないですか。事業活動から直接。で、われわれは1に入るという考え方でやっています。もしいまおっしゃるようなことが注意喚起を報告者の方々に促すのであれば、別途「重要な環境課題」というところの中に項目を入れなくなりますが、われわれは当然いまおっしゃったことは、1の中に入ると理解しています。いわゆる区分表示をして特記をしたほうがいいのかと言うのであれば、放射性物質というところまで書き込めるかどうか分かりませんが、危険物質で重要なストックについては書いてくださいということを書くことはできますが、そういう理解でよろしいですか。

魚住委員

1に入るわけですが、これだけ読むと、正常稼働の状態しかイメージできないと思います。そういう地震とか天災とか異常なときは。

上妻委員長

でも、例えばPRTRもそうですが、潜在的なリスクのあるものに化学物質とか書くじゃないですか。だから正常な状態の中で保有している危険物は、ここに入るという理解です。ですから、その注意喚起をするとき、例えば正常ではないときに大きなリスクに、会計でいうところの条件付き債務みたいなものになっていくような状況、条件が付いていくような状況だと、特記をすることのほうが、むしろ好ましい。つまりそういうものについて、どこかその他のところで、こういうものについても重要な環境課題になる可能性があるという書き方で特記をするということのほうが、むしろここに書き込んでいくよりは分かりやすいのではないかと思います。

魚住委員

別途特記されるなら、私はそれでいいと考えます。あと、項目で化学物質がないのはど

うしてですか。

上妻委員長

PRTRで分かるからです。つまり、屋上屋を重ねないという、なるべくだから開示負担を下げるという意味で加えていませんが、加えることが必要であれば。必要だという方も、かなりいらっしゃることは理解しています。

魚住委員

PRTRの環境省からホームページで開示されているのを検索していくというのは、一般の方からしたら大変だと思います。それは開示されているほうが分かりやすいですし、そこにも排出量・移動量だけではなく、本来は取扱量とか、そういう保管量まで開示されるのが望ましいとは思っています。

上妻委員長

分かりました。それについては検討させてください。

魚住委員

もう一つ。最後。富田委員が言われたCO₂削減貢献量。これはこれで私はいいと思います。はやりでもありますし。ただ、どのように考えてその数量を計算したか、それをはつきりさせないと、いくらでも大きい数字を作れるわけですよ。ベースラインをどこに置くか。また、CO₂削減貢献量と自分の会社の実際に出している排出量をオフセットしているというような報告書はあるわけです。そういうのは本来的にオフセットできないとか、そこまで私は書いていただきたいと思います。

上妻委員長

環境報告ガイドラインの役割を現在超えていると思いますので、それは今回は扱わない方針です。あと10分ぐらいしかないので、皆さんコンパクトにお願いいたします。では次の人をお願いします。

橘高委員

一つ目は質問です。前のガイドラインがだいたい参考資料を抜いて125ページぐらいあって、今回コンパクトにコンパクトにということですが、今回骨子案でまだまだということで、もう既に26ページあって、最終的なイメージとしてコンパクトっていうのはどれぐらい。

上妻委員長

この程度です。

橋高委員

ページ数はこれより増えない。

上妻委員長

たいして変わらない。

橋高委員

分かりました。あと、化学物質の点、いま、魚住委員からご指摘あった点ですが、私も化学物質が第5章の「重要な環境の課題」の中にきちんと位置づけられるべきではないかと思っています。その理由としては、魚住委員からもご指摘あったように、取扱量が法律上は開示されていないということがあります。それから、PRTRはあくまでも数字だけが開示されていて、その数字に対するその企業の理解がどういうものなのかという部分については全く分からないので、やはりきちんと環境報告として、そのような定性的な情報も開示されるべきだと思いますし、すごく重要なことだと思っています。

そして、このガイドラインとして重要な環境問題の中に騒音まで位置づけているのに、その中に化学物質がないというのは、環境省の認識として化学物質は重要な問題ではないというようにも。

上妻委員長

違います。先ほど申し上げたように、屋上屋を重ねないという意味です。

橋高委員

ただ、普通はこのガイドラインを見たらそのようには取らないと思うので、どうして化学物質がないのか。PRTRで開示しているものだけで十分だというように環境省が考えているのかというようなことも含め。あとはPRTRで取り扱いの対象とならない、例えば中堅企業だとそうでもないのかもしれませんが、小さい企業ですとPRTRの対象事業にならない、企業にならないというところもたくさんありますので、そういうところにも開示を促進するという意味でも、私は化学物質があったほうが良いと思います。

上妻委員長

それは、言い訳をするわけではないですが、第5章の冒頭を書いてあるように、それ以外に重要な環境課題があったら書いてくださいとお願いしています。屋上屋を重ねないという意味で、化学物質についてはあえて言及していませんが、皆さんがおっしゃるのもごもっともですから、入れ込む方向性で検討をさせていただきたいと思っています。

あとは数名の方しか駄目なので、藤原委員お願いします。

藤原委員

実際に開示するほうの立場から言わせていただくと、いまの議論には若干の違和感があります。重要な環境課題というのは、各社によって、ビジネスごとによって異なってくるので、それは先に選択をして示すべきではないかと思っています。

ですので、第5章のところで細かなことが出てくるのは。この中から重要であれば選んで出してねということは確かに書いてあるとは言われますが、このように示すと全部書かないといけないのではないかなという形になってしまうので、そこにクエッションがあります。

前にお話ししましたように、われわれの書き方は、本文と詳細のデータ編に分けていて、重要性があるものは本文に書いてある。ただ、データも全部出します。それは後ろのほうに出しますと。そうでないと何が重要かがさっぱり分からなくなってしまうので、それを一つ意識していただきたい。

その中で言うと、2点ほど抜けていると思っているものがありまして、一つは、やはりバリューチェーンの発想とストーリーがここから読み取れない。これは魚住委員からもお話があったように、結果として出ているデータは確かに出てくるかもしれませんが、それを見ても分からない。それ重要ですけども、それは全部上流から、水は上流からという

話がありましたし、生物多様性などでもそうですが、その発想がないと、いま重要性の判断はないと思うので、それがこれからは読み取れない。

それから何を重要性としたかというのは、たぶん投資家の方はそのストーリーを聞いたというお話があったと思いますが、それもここからは読み取れないということもあって、そのあたりをもう少し分かるように、どこでするかは別にして意識をしていただく必要があるかと思っています。

もう1点だけ。もう章立ての話に近くなってくるのでヒアリングありというお話がありますので、そこでお話はしますが、例えばリスクマネジメントのところ、第2章の2を見ると、起因するリスクとリスクを管理する方法の二つが並んでいて、なんとなく読むと2番目のほうはマネジメント体制に近いのかなという感じがしていますが、実際たぶん体制の話と、出てきたリスクの話は別立てというか、リスクをどうやって把握しているかという体制の話はマネジメントに確かにありますが、ではそれがなぜ、そのように考えたのかとか、その結果、では何がリスクなのかというのは、むしろ戦略側にくるような話だと思います。そのように考えると、この章立てだと考えられない。先ほどお話ししましたように、環境書を書く人からすると、頭の中がこんがらがってしまうという感じがします。

もう一つは、例えば長期ビジョンなどもそうですが、これは各社によって違うので神学論争になってしまうのかもしれませんが、われわれからすると長期ビジョンは、もう2050年とかなので、これは昨日10社ぐらい調べて、だいたい同じでしたが、長期ビジョンの位置付けは経営理念の下にくるんです。経営計画はうちの会社なんて所詮、長期計画でも9年ですから、その下なんです。

そうすると、長期ビジョンがこの位置にあるというのはすごく違和感があります。重要課題の選定などというのは、これに向かっていくときにどう考えていくかという発想なので、そのあたりはどうするかというのは中堅企業によって違うという話もあるかもしれないので別に押し付けるつもりはないですが、そういったところもちょっと考慮していただければと思います。

上妻委員長

お答えします。バリューチェーンに関しては先ほど来、お話が出ていますので、バリューチェーンの状況を書いていただくような方向に変えていきたいと思っています。

それから削減貢献をどうするのかは皆さんいろいろおっしゃっていますが、削減貢献に

関しては、計算方法も含めて、まだ確定したものがないし、今回のガイドラインではとてもその作業までいけないので、2年目以降、ガイダンスみたいなものを出せるかどうかを考えながらやっていくということで、今回はあえて削減貢献を別の章立て、もしくは区分表示はしないという方向にさせていただきたいと思っております。

リスクマネジメントはおっしゃるとおりですので、何をどこまで書いていただければいいのかということも、それからどこに関連付けるかも含めて。TCFDに対応するという意味で書いていますが、実はリスクマネジメントの考え方は日本と外国企業とは根本的に違いますので、ヒアリングさせていただいて、もう少しよくなるものにしたいと思っています。

飯塚委員

いつも抽象的なコメントで恐縮ですが、スピード感でいったときに、先ほど後藤委員が、某メガバンクが再来年からTCFDの考えに則ってとおっしゃいましたが、CDPは来年の7月に提出する回答のところには、TCFDの考え方に沿って質問項目を変えてきます。初年度で厳しい評価はしないけれども、少なくとも2019年度からはそれによって評価が大きく変わるときいています。2015年に世界が変わったみたいなことを言っていますが、実務を担当している者としては、実際には2017年に入ってから、大きな変化を感じていまして、その変化のスピード感には恐怖心すら感じます。本当に現在の社内の体制で対応できるのかな不安感があるくらいのスピードですので、いままでこうやってきましたという延長線上で対応していくと、本当に間に合わないのではないかなという不安を感じています。

藤原委員がおっしゃったように、TCFDもそうですが、ガイドラインなどが出ると真面目な企業ほど対応しようとして、効果も理解していないのに、環境系の調査で点を取るためには環境会計をやらないと駄目なんだ、とりあえず出しておけということになってしまう。その環境会計を計算するプロセスで何がビジネスに役立つのかとか、リスクの低減につなげることができるのかとか、調達先を変えたほうがいいのかという、そういう話になっていないんですね。

これはガイドラインですが、このガイドラインのステップを追っていくと、ここでリスクも下げられるし、ここで新しいビジネス・オポチュニティがあるねということに気づく思考フローになっていることが理想だと思います。キーワードがあって、開示しないとい

けないものはだいたい見えていますが、それがどういう順番に書かれているかによって、言われたからやりましたという話になって、負担は増えるけれども結果的には10年後の企業の強みにはなりきれないのではないかという懸念があります。

だから環境をやることは贖罪意識からではなく、ビジネスとして生き残るために必要なものなのだとすることが感じ取れるようなプロセスになったらいいなと考えております。

上妻委員長

ありがとうございました。もうあと3分でおしまいです、この55分で「予定の時間もまいりましたので」と言うことになっているんですが、もう過ぎているんだけど、収集がつかなくなっていますので、いずれにしても、一度ヒアリングを皆さんのところで回らせてください。この改定検討委員会は、委員の皆様の非常に熱心なご議論で、いろいろな問題を洗い出していただいているので、とりあえず、もう1回きちんとヒアリングをさせていただいて、こちらも頭の整理をさせていただいて、3回目のところで最終的なガイドラインの本体についてお出しをしていきたいと思っています。なるべくいいものを作る予定ではありますが、ただ、完璧なものを作れないし、タイミングで、ここまではできるけれども、これはもう少し時間がかかるというようなものもありますから、そのあたりはご容赦をいただきたいと思います。

もちろん、いまこれだけは言いたいという方いらっしゃると思いますが、一応時間管理も大事なものですから、一応予定の時間もまいりましたので、本日のご議論はこのあたりで終わらせていただきたいと思います。あとヒアリングにまいりますので、ぜひそのときに、メール等ではなくおっしゃっていただければと。

最後に事務局から今後のスケジュールについて、諸連絡をお願いします。

3. 今後の予定

事務局

次回は来年、平成30年2月23日の金曜日、時間は10時～12時を予定しております。場所等は、また追ってご連絡いたします。

4. 閉会

上妻委員長

というわけで、皆さんどうもお疲れさまでした。どうもありがとうございます。本日はこれで終了したいと思います。